

# 山口県景観ビジョン（案）に対する意見募集の結果

平成 17 年 3 月 30 日  
山口県土木建築部都市計画課

- 1 意見の募集期間  
平成 16 年 12 月 21 日（火）から平成 17 年 1 月 26 日（水）
- 2 資料の閲覧方法  
(1) 文書閲覧 県庁情報公開センター、県庁土木建築部都市計画課  
各地方県民相談室、各市町村景観行政担当課  
(2) ホームページ
- 3 意見の提出方法  
郵送、FAX、電子メール
- 4 提出意見  
12 名 24 件
- 5 意見の内容と意見に対する考え方について  
次頁以降に記載

景観形成への取り組み姿勢について

	意見概要	回答
	<p>良好な景観を維持するためには、喪失する前に、景観を考える計画に取り組んで欲しい。</p>	<p>良好な景観は失われると二度と戻ってこないという考えから、県土の景観形成の基本方針となるビジョンに基づき、今後の施策展開を図ることとしています。</p> <p>原案のままとさせていただきます。</p>
	<p>景観形成と環境保全・創出は一体で取り組むべきであると考えています。景観形成が、その地域のコミュニティー形成と一体となれば素晴らしいことだと考えます。</p>	<p>景観形成の取り組みは環境と大きく関係しており、地域のコミュニティーと一体となった取り組みを推進していきたいと考えています。</p> <p>原案のままとさせていただきます。</p>
	<p>一部の住民だけでなく、大多数の住民の意見を聞く枠組みを作って欲しい。</p>	<p>地域の景観形成は、住民の皆様、市町村、県の協働により継続的に行うこととしており、今後の施策展開において参考にさせていただきます。</p> <p>原案のままとさせていただきます。</p>
	<p>住民活動は一気に結論を出さずに時間をかけて取り組んで欲しい。</p>	<p>地域の景観形成は、住民の皆様、市町村、県の協働により継続的に行うこととしており、今後の施策展開において参考にさせていただきます。</p> <p>原案のままとさせていただきます。</p>
	<p>基本条例の制定を始め、ネットワークの形成や学校教育での教材の作成、屋外広告物に対する指導の強化等などが優先施策としてあげられており、大変素晴らしいことだと思います。今後はこれらを着実にそして継続的に進めていくことになるので、市民県民や市町村と一体となつての取り組みを心からお願い申し上げる次第です。</p>	<p>ビジョンの施策展開に基づき、県民の皆様、市町村、県が協働した景観形成を継続的に推進していきたいと考えています。</p> <p>原案のままとさせていただきます。</p>

山口県の景観の魅力と課題について

	意見概要	回答
	<p>工場等の産業景観については山口県としてどのように考えているか？</p>	<p>産業に関する景観については、アンケート結果やワークショップ等での意見から本県を支えてきた力強い景観としての評価がなされており、本県の魅力ある景観資源の一つであると考えておりますが、今後、地域での景観資源とし住民の方々が考え、位置づけていくこととなります。(ビジョン P25 参照)</p> <p>原案のままとさせていただきます。</p>
	<p>・ P25 課題欄に以下を追加願います。</p> <p><u>既成市街地の景観向上</u></p> <p><u>住宅や商業施設、業務施設等が混在する既成市街地は、市街地の多くを占めるものの一般に景観対策が講じられていません。個々の建築物における潤いや楽しさ、美しさの演出等、様々な工夫や規制誘導を積み重ね、景観を総体として向上させていく必要があります。</u></p> <p>(理由) 既成の一般の市街地は、人々の暮らしの場として最も普遍的に県民の眼に写る景観であり、その向上は、景観対策上、避けては通れない。原案のままでは片手落ちである。</p>	<p>御意見をいただいたとおり既成市街地の景観向上について、都市景観の課題の一つをして挙げられることから、P25 の沿道景観の混乱の課題を以下の内容に修正します。</p> <p><u>沿道等の景観の混乱</u></p> <p>特に、・・・の低下がみられます。また、<u>住宅や商業施設等が混在する既成市街地においても景観への配慮を欠いている事例が見られます。これらについては、個々の建築物等のもつ潤いや楽しさ、美しさの演出や周辺との調和等、様々な工夫や規制誘導を積み重ね、地域の個性豊かな景観を向上させていく必要があります。</u></p> <p><u>意見に基づき修正(ビジョン P25 参照)</u></p>
	<p>・ p26 以下のように追加願います。</p> <p><u>…海岸線を走る鉄道や道路、公営住宅、文化施設等の公共建築物は、それ自体が周辺の自然や市街地環境と調和して…</u></p> <p>(理由) 公共建築物も良好な景観形成要素として重要な役割を担っているため。</p>	<p>御意見をいただいたとおり公共施設等については、地域の良好な景観を担う大きな要因であり、P26 の地域の顔となり視点場となっている公共施設の景観の 2 行目に以下の内容を追加記載します。</p> <p><u>…海岸線を走る鉄道や道路、地域のシンボルとなる公共建築物は、それ自体が周辺の自然や市街地環境と調和して…</u></p> <p><u>意見に基づき修正(ビジョン P26 参照)</u></p>

景観形成の役割分担について

意見概要	回答
<p>市町村の行政界での景観形成について、山口県全体としての景観のつながりを考えた取り組みを行っていただきたい。</p>	<p>ビジョンP44の県の役割に示しておりますように、市町村間の景観形成に関する取り組みについては、県の広域的な観点からの調整も必要であると考えています。</p> <p>原案のままとさせていただきます。</p>
<p>周防大島町における公共事業は、景観法に基づく住民提案型の景観計画に基づくべきだ。</p>	<p>ビジョンP44の市町村の役割に示しておりますように、景観法に基づく景観行政は市町村が主体となるものと考えており、今後住民意見を反映した景観計画の策定について、市町村と連携した取り組みを推進していきたいと考えています。</p> <p>原案のままとさせていただきます。</p>
<p>周防大島町には、是非、景観行政団体になっていただき、私も一人の町民として景観計画の提案を行える素地をつくるために協力していきたい。</p>	<p>ビジョンP44の市町村の役割に示しておりますように、全ての市町村が景観行政団体になり、地域の特性に応じた取り組みを行うことを市町村の役割としています。また、住民が景観形成への取り組みに参加するための、住民サポーター制度等(P47参照)も主要な施策として位置づけています。</p> <p>原案のままとさせていただきます。</p>
<p>県が各市町村に啓発、指導等を行い、各市町村は景観に関する活動を行い、市民団体を作り、市民が自発的に活動していけるように支援して行くべき。</p> <p>地域特性を活かし、ここちよく安心して暮らし、自分の住んでいるまちを他の地域の人に自慢できる場所が近くにあるまちとし、更に、人が集まり活気が感じられる、都会の良さに負けないふるさと山口を作る為の目線にあった取り組みをお願い致します。</p> <p>このビジョンにより各地域での取り組みが芽生えるように活かしていき、全国の手本になれることであって欲しいと思っています。</p>	<p>ビジョンP49に示しております、個性豊かな地域景観づくりの施策展開として、市町村が住民と協働し地域の主体的な景観形成を推進し、県がそれを支援していくこととしているところであり、今後御意見を参考とした取り組みを推進していきたいと考えています。</p> <p>原案のままとさせていただきます。</p>

施策展開について

	意見概要	回答
	<p>景観への取り組みについて、県・市町村単位ではなく、地域住民にまで意識高揚が図れるような取り組みの指針等を設けた方が良い。景観への取り組みは、住民に意識がなければ継続しないので、住民ひとりひとりの意識の向上を図るとともに行政が支援すること。</p>	<p>ビジョンの基本方針として、P36 に示しておりますように「意識を育てる」ことに重点をおいています。</p> <p>今後、県民の皆様、市町村、県の協働により、景観形成に取り組み、P46 に示しております「地域の美しい景観に対する関心づくり」に取り組んで行くこととしています。</p> <p>原案のままとさせていただきます。</p>
	<p>景観に関する認識、主観は人様々です。そこで、大切なのは景観に対する認識、ひとの感性をどう育てていくかということであり、そのための行政の主導的役割は欠かせません。環境問題と同様に、学校教育でも重要なテーマと位置づけていくことも、行政の役割です。</p>	<p>地域の景観形成の推進は、そこに住む人々が地域の景観に関心をもつことから始まると考えており、基本方針にも「意識をそだてる」ことを掲げ、市町村、及び県の施策展開として、景観への関心づくり、人づくり・ネットワークづくりを推進していきたいと考えています。</p> <p>原案のままとさせていただきます。</p>
	<p>学校教育において、積極的に取り組んで、県民全体が山口県の景観に関心を持つことが重要です。</p>	<p>ビジョン P47 に示しておりますように「景観に関心を持ち豊かな感性を育む子どもの教育」としての施策展開を推進することとしています。</p> <p>原案のままとさせていただきます。</p>
	<p>県の施策や景観に配慮した公共事業を実現するには、行政と市民の信頼関係の構築が必要です。</p>	<p>ビジョン P50 に示します県の主要な施策としての公共事業景観形成ガイドライン等に反映させていきたいと思いません。</p> <p>原案のままとさせていただきます。</p>
	<p>モータリゼーションが進む中、道路から見る景観という視点が重要となってきた。また、自然景観の中での道路はそれぞれ性格を異にしたもので、これらの調和という観点が必要である。</p>	<p>ビジョン P50 に示します県の主要な施策としての公共事業景観形成ガイドライン等に反映させていきたいと思いません。</p> <p>原案のままとさせていただきます。</p>

<p>市街地及び沿道等は、ある程度、統一された色彩や様式等の整備された外観に美を感じる。特に、他県から車での利用の多い山口県において、手入れされた街路樹や並木道等は、そこに住む人達の意識までもが他県とは違うと、県外の人々に感じてもらえるため、目立った観光スポットではなくても、またその道をドライブしてみたいと感じる四季おりおりの良さを味わえる沿道の景観を整備し、そのための商業看板はある程度規制していくことも必要ではないかと思う。</p>	<p>ビジョン P19 の県内における景観への取り組みの住民の取り組みとして、地域住民の沿道景観整備に関する取り組みについて記載しておりますように、地域での景観整備には、県民の皆様の協力が不可欠となります。今後も、県民の皆様、市町村、県が協働し、魅力ある沿道の景観づくりに取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>なお、景観法及び屋外広告物法等を活用することで、商業看板等についての景観配慮の取り組みも可能となるため、いただいた意見を参考に P41 から示しておりますそれぞれの役割分担に基づいた取り組みを推進していきたいと考えています。</p> <p>原案のままとさせていただきます。</p>
<p>山口県内の豊かな自然、歴史的な遺産などを後世に残していくために、道路や建物などを新たに作る際には、地域の人々の意見をとりいれ、県、市町村、地域の人々それぞれが納得した方向にもって行ってほしい。県がリーダーシップをとり横断的に取り組み、意見の集約や、コーディネートを行うことで、今ある豊かな景観を次の世代へよりよい状態で残していけると思う。</p>	<p>ビジョン P49 に示す「個性豊かな地域景観づくり」の施策展開としての市町村の景観法に基づく取り組み、及び P50 に示す「良好な公共空間の形成による美しいやまぐちづくり」の施策展開としての公共事業での取り組み等を推進していきたいと考えております。</p> <p>原案のままとさせていただきます。</p>
<p>ビジョンの中の様々な施策について、それを実際に活用することや、事業の実効性を確保するための手段を検討し、検証していただきたい。</p>	<p>ビジョン P51 の景観施策推進の中に、事業の評価について年度ごとに行うように示しておりますが、今後施策を推進していく中で具体的な評価制度等を検討していきたいと考えています。</p> <p>原案のままとさせていただきます。</p>

⑳	<p>景観は長い年月をかけ出来るので、施策も恒久的な施策が大切である。実施する施策を総点検し、実施後も進捗状況を確認するなど、有効な取り組みにご配慮いただきたい。また、山口県の景観を維持するために、山口県景観保存条例（仮称）を制定し、県民の景観に関する意識啓発、景観の保全、維持、開発を目的に美しい山口県を後世に残していただきたい。景観の破壊的行為を対象に罰則制度もあればよい。</p>	<p>今後、山口県の景観形成への取り組みはビジョンに基づき、県民の皆様、市町村、県が協働し、継続的に取り組んでいくことと考えています。</p> <p>また、P49の県の主要な施策として示す県基本条例を制定の際に御意見について参考とさせていただきます。</p> <p>原案のままとさせていただきます。</p>
㉑	<p>平成23年の山口国体に県外からたくさんの方が来られます。前回の山口国体では、道路にたくさんの花を植えるなど美しい景観をつくって、県外の方から喜んでいただいたと聞いています。このたびの山口国体についても、これにあわせて山口県の景観を美しくしておくことは、「訪れたい山口県」の考えからも大切なのではないのでしょうか。このことを景観ビジョンに盛り込んで、県民を挙げて取り組んでいくようにしてはどうでしょうか。</p>	<p>御意見のとおり、平成23年開催予定の国民体育大会では、県外から多くの方が山口県を訪れるため、P42の住民の取り組みについて記載しているとおり行政と一体となった道路美化等を実施することとし、またP48に示します県の主要な施策の一つの「主要な行事の際のおもてなしキャンペーンの実施」に（平成23年[2011年]第66回国民体育大会「やまぐち国体」等）と追加記載します。</p> <p>意見に基づき修正（ビジョン P48 参照）</p>
㉒	<p>顕彰制度の実施について、これまでの他都市で行われていた“選んで終わり”ではなく、賞を与えたものについては、景観法等の枠組みを活用するなど積極的に活用していただきたい。</p>	<p>景観賞等の顕彰制度については、県民の皆様が山口県の景観に関心を持っていただくための重要な取り組みと考えており、P46の県の主要な施策に位置づけているところで、いただいた御意見を今後の施策展開の参考とさせていただきます。</p> <p>原案のままとさせていただきます。</p>
㉓	<p>景観に対する施策方針を変わず継続してください。</p>	<p>地域の景観形成は、住民の皆様、市町村、県の協働により継続的に行うこととしており、今後の施策展開において参考にさせていただきます。</p> <p>原案のままとさせていただきます。</p>